



® 平成 30 年 11 月 5 日 (月)
No. 14807 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許権侵害差止請求控訴事件

(オルタネータ、またはオルタネータ／スタータの後部に一体化された電力電子装置を冷却する装置

特許権侵害差止請求事件(原審東京地裁平成28年(ワ)第13239号 特許権侵害差止請求事件)) [上] (全2回)

—平成29年(ネ)第10092号、平成30年3月26日判決言渡—

特許権侵害差止請求控訴事件において、原審では侵害差止が認められなかった控訴人は、主位的請求を標記特許権侵害差止請求事件とし、標記特許の構成要件1 Gにつき、特許請求の範囲の記載、本件明細書1の記載及び本件発明1における冷却流体通路の技術的意義を総合して、「冷却流体通路は、熱放散ブリッジの底面が冷却流体通路の全長にわたり長手方向壁を形成していることを要する一方、後部軸受けにより形成される長手方向壁は冷却流体通路の全長にわたる必要はない」と解されるとし、また、同じく構成要件1 Hにつき、特許請求の範囲の記載に、前記構成要件1 Gの手順と同様により処理し、「熱放散ブリッジの底面が、冷却流体通路内に配置された複数個の冷却フィンを有するとし、また、この冷却



知的財産ビジネス支援の専門職集団

特許業務法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志(副所長)
清田 史郎*
堀江 千鶴*
針間 英一*
高橋 淳一*
河野 尚一*
内村 浩男*
中村 英明*
江口 和敏*
御上 優子*
野村 敏範*
片倉 正博*
木村 直樹*
加藤 雅嗣

大塚 美也*
横山 秀行*
佐伯 広規*
石田 洋道*
三島 博智*
谷川 治彦*
黒田 博英*
北口 一彦*
中島 中島*
宮本 佐野*
中野 鈴木*
尾崎 福太郎*
中島 憲太郎*
山崎 中島*
戸田 常雄

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳(副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*
佐久間 潤治*
小早川 千佳子*
山口 真紀*
大崎 奈季*
山崎 明幸*
古林 和幸*
大松 明也*
島田 達也*
小田 中島*
橋原 健太郎*
益子 雄一*
藤田 健太郎*
藤原 正規*
後藤 裕

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一*
上條 由紀子*
下田 世津子*
小林 美貴*
設楽 修一*
西山 崇*
早瀬 貴介*
長野 みか*
前嶋 恒夫*
有村 昌大*
上原 和貴*
前田 知也*
宮崎 智史*
松村 宏紀*
立花 喜美江

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂*
渡邊 裕子*
中川 彩子*
村尾 招子*
桐内 優*
宮澤 優子*
長崎 さなえ*
森 知愛*
土井 徹也

【米国特許弁理士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
【韓国弁理士】
金 峻河
【弁理士】
中野 浩和
*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

流体通路は、熱放散ブリッジの底面により形成される長手方向壁を全長にわたって要する一方、後部軸受けにより形成される長手方向壁は必ずしも全長にわたって要するものではない」とし、(以上を前提として、構成要件1 G及び1 Hが被告製品1に充足されることにつき) 被告製品1には、実質的に、構成要件1 G及び構成要件1 Hが含まれるとして、特許権侵害差止請求が認められた事例である。

第1 当裁判所の判断

当裁判所は、被告製品1は本件発明1(特許第4392352号(以下352号特許という)請求項11発明)の技術的範囲に属するものと認められるから、控訴人の主位的請求を認容すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。また、事案に鑑み、控訴人の予備的請求についても判断する。

1 本件発明1の意義

(1) 本件明細書1の記載

本件明細書の記載に必要とされる事項を補足した。(記載を省略)

(2) 前記(1)の記載によれば、本件発明の意義は、以下のとおりである。

すなわち、本件発明1は、空気又は任意の他の冷却流体が、オルタネータ／スタータの開口を通過して横方向に吸い込まれ、後部軸受け(4)の中央スロット4 b及び4 cの方に流れ、熱放散ブリッジ(16)の下方で冷却流体通路(17)内を循環し、熱放散ブリッジ(16)の底面及び冷却フィン(18)を、それらの全長にわたって掃引した後、後部軸受け(4)の側部スロット4 a及び4 dを通過して排出される構成とすることにより、熱放散ブリッジ(16)の上面に搭載された電力電子回路(15)が、冷却フィン(18)及び熱放散ブリッジ(16)を介して、伝導によって冷却されるという効果を奏する(【0049】【0072】)。

加えて、本件発明1は、回転シャフト(2)と熱放散ブリッジ(16)との間に空間22が存在し、空気は、中央スロット23 a及び23 bを通過して、オルタネータ／スタータ内に吸い込まれ、それから、回転シャフト(2)に沿って空間22内(軸方向流体通路)を流れ、熱放散ブリッジ(16)の下側の冷却流体通路(17)と再合流する構成とすることにより、電力電子回路(15)が、一方では冷却流体通路(17)によって横方向に、他方では、軸方向流体通路によって軸方向に冷却されるほか、軸方向を流れる冷却流体によって、機械内の冷却流体全体の流量が増加し、オルタネータの内部部品をはるかに良好に冷却することができるという効果を奏する(【0073】～【0075】)。

(本件発明1の意義のまとめ)

このように、本件発明1の意義は、熱放散ブリッジ(16)に軸方向空気通路を貫設せずに電力電子回路(15)を冷却することにより、電子構成部品の配置に利用可能な空間を十分に確保するという課題(【0024】)を達成するために、熱放散ブリッジ(16)の底面を冷却流体通路(17)の一方の壁とする構成を採用し、かつ、回転電気機械の内部部品を良好に冷却するために冷却流体全体の流量を増加させることを目的として、横方向(半径方向)の冷却流体通路(17)に加えて軸方向流体通路を併用する構成を採用した点にある。

2 争点(1)ア及びイ(構成要件1 G及び1 Hの充足性)

(1) 構成要件1 Gの意義

ア 特許請求の範囲の記載

(原審では、)構成要件1 Gにつき、「特許請求の範囲の記載に基づき、「前記底面は、冷却流体通路(17)の長手方向壁を形成し、冷却流体通路(17)の他方の長手方向壁は、前記ステータ(3)を支持している前記後部軸受け(4)により形成されている回転電気機械であって」とし、「前記底面」とは、構成要件1 Fの「底面を有する熱放散ブリッジ(16)」との記載によれば、熱放散ブリッ